

中国古代の誓文と盟文

——《侯馬盟書》の周辺——

高橋庸一郎

はじめに

誓文や盟文に記載される内容の大様は、古今東西を通じてさほど大きく変わるものではない。現代の国際関係の中で締結される同盟・条約・協定でも又、現代一般社会に通行の誓約書・念書・始末書等の類でさえ、古代の盟約文書が持っているのと同じ要点に従って作成されているのである。若し強いて両者間に違いを見出そうとするなら、それは、古代の盟約は神等の超自然的な存在を想定し、それに向って行ったのに対し、現代のそれは、神を介在させることなく人間の信義に基いて行われるという点ぐらいであろうか、しかし現代の信義については、可成怪しいとしなければならぬが、この小論は、そのあまり変る

ことのない誓文、盟文を通じて《侯馬盟書》の周辺を探ってみようとするものである。

祈願文

殷代から周代にかけて、夥しい数の青銅器が作られたのであるが、それ等は両時代に於て、それぞれの性格を異にしているように思われる。殷代の青銅器は、これ又夥しい数の甲骨卜辞が発掘され、その記述内容からも解るように、河神や岳神を鎮め、いつ何時災害をもたらすかもしれない祖先神達の魂を安んずる為の、飽くまでも祭器として用いられたのであった。殷代の発掘青銅器の中で、酒器が圧倒的に多数を占めているという事実は、《尚書・酒誥》の「祀のみ茲れ酒せよと、惟れ天より命を降して、我民を肇むるは、惟れ元祀にす、天より威を降して我

が民用て大に徳を亂毀す、亦酒惟れ行ふに非と云ふこと同じ、小大邦に越て用て毀るも、亦酒惟れ事するに非ること同じ」の証明としてのみ使われるべきではない。青銅器の飲酒器である、單・觚・爵などは、直接口をつけて飲むには大きすぎるばかりでなく、必ず左右両側に奇妙な突起柱があり、これだけでも酒を飲むには相当不都合になっている。多分この突起柱は、その時々祭るべき祖先神の名などを書いた竹筒片・木片などを纏でかけ渡し、その神聖さを護持する修祓の為に用いられたものであろう。故に殷人にとっては、酒は祭祀に（ということとは毎日の生活にというのと略同義であるが）欠すことの出来ないものであり、よって酒器は最も重要な祭器の一つであったはずである。しかし周代の人々は、あまり神や祖先神（祖先そのものではない）に関心を寄せなかった故に、青銅器そのものの性質も些か異って来ている。その違いは、青銅器の形態もさることながら、銘文にもよくあらわれている。というよりも青銅器に抑も銘文を鑄込むということ自体が周代的であると言えるのである。周代では銘文と読む者は神ではなく人間である。それだけでもうそれは祭器としての性格はうすめられていると言える。初期の銘文は、父を含む祖先を祭り、その鎮魂を祈念する為に作ったものである。故にその祭るべき祖先の名が鑄込まれるのみであった。そ

れはまだ祭祀性が強いためであるが、それが徐々に策命記念、祝勝記念、そして更に自分の、官位についている者としての功、それに対する王侯の賞を記念するというものに発展していくのである。こうした段階の銘文になると、文末に多く「其れ萬年にいたるまで、子々孫々、永く寶用せよ」とか「其れ子々孫々永く寶とし用て享せよ」等の一句が見える。記念として作ったその尊器を、寶物として末永く使えというのであるが、即ち自分のうち立てた功を忘れず子々孫々に到るまで自分を祭りつけよとの意である。これ等は謂はば祈願文である。「其は《説文》に「以て簠する所の者なり」とあるように穀物を風に吹かせて、その音を振うものであった。因みに「簠」は《説文》では「米を掲げて糠を去るなり」とある。「其」の音は「居之の切」である。固よりその字は簠の意味を表わすものではなく、その音を表わす假借の字である。故にこの「居之の切」の音が、同系の「期」、つまり期待の意味を持つ音として使われているのであろう。中国語には、このようにその字そのものにはそういう意味はないが、その音の方がそのような気分を持っているという場合がよくある。例えば現代語で言えば「就」等がその代表である。へ「十動詞」或はへ「動詞十了」と呼応して「一度しすれば、すぐにしする」「しするや否やしする」の気分を出すのであ

る。この「其」は全くその場合に相当する。「期待する」の意は「其」自体は持っていないが、「居之の切」の音が持っているのである。「其」より「期」が後に生れてくるのはその何よりの証左といえる。尤も金文のこうした祈願文の場合は、具体的に「用て、眉壽無疆を祈り、子々孫々、其れ萬億年にいたるまで、永く寶用し享せよ」〔周師且鼎〕のように「祈」という動詞を、或は又「已姜石、用て□す、用て萬年たらんことを句めむ」〔已侯貉子段〕のように「句」という動詞を入れることもある。或は否定の形を借りて「其れ今日より、孫々子々、敢て白の休を望るる母れ」〔縣改段〕のように書かれた銘文も数多い。いづれにせよその文の形には幾種類かの変化のあるものもあるが、祈願文にはちがいない。その祈願する対象は一族の宗廟にまつられた祖先であろうが実際には現一族及び子孫である。そのうちでも主としては子孫である。つまりあまり目に見えない所の、時代と場所とを隔てた者達である。その故にこそ祈願文の平穩さがあるのであるが、若し相手が時代と場所を等しくした生身の人間である場合には、単なる祈願ではすまなくなる。それが「誓」とよばれるものであろう。

誓文

〔尚書〕には〔虞夏書・甘誓〕・〔商書・湯誓〕〔周書・牧誓〕

〔費誓・秦誓〕があり、偽古文の方には〔秦誓〕と計六つの誓がある。〔禮記・曲禮〕では「約信を誓と曰ふ」、〔釋名・釋言語〕には「誓は制なり、以て之を拘し制するなり」とあるが、その言葉の上からだけでは仔細は解せない。〔尚書〕の場合、「誓」は「誥」の対称として名づけられているふしがある。つまり「誥」は、王が自分の一族のうちの主だった力ある公・侯・伯達にむかって訓を垂れ、一方的に自分の決意希望を表明したものである。それに対して「誓」は、やはり王侯が自からの決意と希望を表明したものであることには変りはないのであるが、その表明の対象は、王侯一族の者達ではなく、その周囲に馳せ集った他部族の首長達である。そして「誓」の場合は、王侯が、その要求を明かにし、その要求にしたがう者、背く者は、それぞれに応じた賞罰を授けられるものとしているのである。例えば〔甘誓〕では「用命、賞于祖、弗用命、戮于社。予則孥戮汝」とし、〔湯誓〕では「爾無不信、朕不食言。爾不從誓言、予則孥戮汝、罔有攸赦。」とし又〔周書〕であれば〔牧誓〕に「助哉夫子、爾所不助、其于爾躬有戮」とあり、又〔費誓〕にも「魯人三郊三遂、時乃劓艾、無敢不多。汝則有大刑」とある。尤も、この〔費誓〕は、〔秦誓〕とともにずっと後代の春秋列國期のものとされるからあまり古代的は意味を探る上では適していないが、〔費誓〕の方

は、それでもなお古体を残しているようである。こうしてみると少くとも《尚書》に於ける《誓》は、上に立つ王侯が、その下臣、或は従える他部族の首長達に対して訓戒を垂れるとともに、自己の希望を強要し、もしそれに違えば「戮」「大刑」が下るといふ。謂はばムチを伴っているという点にその特色がある。

《語》の方もムチにあたる部分が全くないわけではないが、あつたとしても例えば《酒誥》のように「乃不用我教辭、惟我一人弗恤弗顧、乃事時同、于殺」と、その殺す相手は、《語》を受けた者ではない。その点では寧ろ《康誥》のように「往哉、封、勿替敬、典聽朕告、汝乃以殷民世享」と豈舞の方のみを強調して諭す方が《語》の性格からはふさわしいものであつたらう。

扱てそこで、こういう《尚書》的《誓》が本来の《誓》であつたかどうかを見る必要がある。先づ《説文》では「誓約東也」とのみあるが、《周禮・秋官》に「一曰誓用之于軍旅、二曰誓用之于會同」とあり、又《春官》の「凡諸侯之適子、誓於天子攝君」の鄭注に「誓猶命也、言誓者明天子既命以爲之嗣」とある。軍旅については、論功行賞がつきものであるから、アメとムチが直接に表わされるといふ点で《秋官》の記述は當を得ていると見える。鄭注のそれは《誓》の一部のはたらきを言つたもので、全体の意味を含んだ説明ではない。

《誓》字は金文では「折」でのみ書かれることが多い。「折」は《説文》に「断也、從斤、斷斲譚長説」とある。「断斲」とは誓を行う時の儀礼と関係があるのであろう。(ただ《説文》が「舊文折」として「從竹、在水中、水寒故折」とするのは解し難い。)《格伯筮》に土田の約劑を作るとを述べ、「厥貯卅田、則折」とある。この場合の折もある取り決めの為の儀礼を言つた語であらう。ここで金文の「誓」の用例を挙げると、先づ《散氏盤》である。これは西周厲王期のものとされているのであるが、矢氏と散氏との間で、双方の立合人を交へて土地の授受を行つた時の情況を述べたもので、更にその時に取り決めた誓約文が付されている。前部四分の三は省略して、後の誓約文のみをあげると、

「唯王九月、辰在乙卯、矢卑鮮且鬻旅誓曰我既付散氏田器、有夷、實余有散氏心賊、則隲千鬲千俶棄之、鮮且鬻旅、則誓、鬲卑西宮鬲、武父誓曰、我既付散氏鬲田、余有夷變、受千鬲千、西宮鬲武父則誓。」

ここで注意すべき点は、第一に、この場合「誓」は少くとも形としては完全に当人の自発的意志に基いて発せられたものではないといふ点である。矢が、卑鮮・且・鬻に「我既付散氏田器」以下のことを誓うことを強要し、そこではじめて、鮮・且・

鬻旅は誓ったのであり、そして次に西宮寛・武父に「我既付散氏湊田繪田」以下のことを誓うように強要し、そこではじめて二人は誓ったという点である。更に注意すべき第二点は、この〈誓〉の内容に、もしその誓わされた者が「有爽」「爽」は胸に描かれた入墨で、何か巫壘的な妨害行為をさすものと思われる）であつたり、「余有散氏心賊」（散氏を憎み怨む心を持つ）したりすることがあつたならば「受千罰千」（いくら代価を贖わされようと、又いくら体罰を加えられようと）でも異議はないということである。この点からは〈尚書〉の場合よりも、この「誓」は現代的意味に近いと言える。しかし振り返ってみると、古代に於ては、王侯がすべて殺生与奪の権利を握っていたわけで、そうした下での下臣達が、全く自発的に誓約を行うということはあり得ないのであつて〈尚書〉の「誓」も本来は王侯自身が「誓」するのではなく、「誓」させるといふ使役対他的な意味をその底流に持っているのかもしれない。もう少し金文から例をあげると、

〈鬻彼從鼎〉、且卅又一年三月初吉壬辰、王在周康宮循大室、鬻從目攸衛牧、告于王曰、女我田牧、弗能許鬻從、王令省、史南目卽發旅、就旅適更攸衛牧誓曰、我弗具付鬻從其且、謝分田邑、則放、攸衛牧則誓、從乍朕皇且丁公、皇考垂公鄭鼎、鬻

攸從其萬年、子々孫々永寶用」

これも土地訴訟の問題である。〈散氏盤〉と同様、訴えられた側の攸衛牧は、土地管理官である史南の鬻旅の強権の下で、誓約を余儀なくされている。「誓」といふ動詞は、元來使役的な作用として用いられていたと先に述べたが、ここでは複述句の前動詞として、使役を表わす「使」吏「事」と釋されるべき一文字が挿入されている。これは〈散氏盤〉よりも一層その表現が明確化し、確定化したことの表われとみてよいであらう。「我弗具付鬻從其且、謝分田邑」の「弗」といふ否定詞は「分田邑」まてかかり、「もし〜でないなら則ち〜」という形をとっている。「放」の意味は決しかねるが、「追放」の意ととれるであらう。つまりここでも、もし王命に従わなければ、追放されても異議はないとしているのである。もう一つ例をあげる。

〈爵臣〉、惟三月既死霸甲申、王在莒上宮、白揚父適成誓曰、牧牛、奴乃可湛、女敢以乃師訟、女上切先誓、今女亦既又御誓、專格鬻陸閔周亦茲五夫、亦既御乃誓、女亦既從辭從誓、式可、我義鞭女千、憤羶女、今我敎女、義鞭女千、黜羶女、今大敎女、鞭女五百、罰女三百鈞、白揚父乃或更牧牛誓曰、自今余敢擾乃小大史、乃師或以女告、則到、乃鞭千、憤羶、牧牛則誓、乃以告吏我吏富于會、牧牛辭誓成、罰金、備用乍旅盍」

これは次に掲げる〈褒衛鼎〉と同じく一九七五年二月に陝西省岐山県董家村の窖穴から発掘されたもので、その銘文は極めて難解である。しかしその内容は、西周末期の最も典型的な、当時の訴訟裁判の判決文と思われるので、些か煩瑣ではあるが全文を掲げた。この銘文の解釈については、岐山県文化館及び陝西省文管会の見解が、雑誌〈文物〉に述べられているので並せてあげておくと、

「僭臣銘文是我国目前发现的最早的一篇法律判决书。铭文记述牧牛和他的上级师傅打官司，牧牛违背先誓，输于诉讼，按照罪行该鞭打一千下，并处以墨刑，经过大赦，改判为鞭打五百，罰交銅三百鈞。铭文是的鞭刑、墨刑和贖刑，可與〈尚書・舜典〉記載的「流宥五刑」（注說、五刑、墨・鼻・劓・宮・大辟也）、鞭作官刑、朴作教刑、金作贖刑、相印証。這篇銘文是研究我国法律史的重要史料」

こゝでも牧牛の先の誓いには鞭千、贖五の罰がついていたのである。そして又この場合も伯揚父という審判官によって牧牛は強制的に誓わされ、もしそれに違反したら、減刑大赦以前の重刑によって罪せられるというものである。以上述べて来た例では、原告と被告が、同等の身分か或は差がたとえあってもそれほど大きくない場合である。しかし春秋末期になると、周王朝の

天子を頂点とした支配体制は大いに乱れ、ついには邦君を訴えた例さえ表われて来る。それが先に少し触れた〈褒衛鼎〉の場合である。

「衛以邦君厲・告于井白・白邑父・定白・鞅白・白俗父曰・厲曰・余執鞅王屺工・于御大室東・逆父二川・曰・余舍女田五田・正適鬼厲日・女貯田不・厲適許曰・余審貯田五田・井白・白邑父・定白・鞅白・白俗父適類・使厲誓。」

この場合は、被告が邦君であるだけに、今までのすべての〈誓〉がともなっていた、違反した場合の規定は書かれていない。それは、そうしたものを邦君に要求するということに、審判官である正も、又衛自身も恐れを抱いたということもあるであろうが、又一方相手が邦君であるだけに、そこまでしなくても十分実行の保証はあるものと、正、又は衛が確信したためであろう。その点ではこの〈褒衛鼎〉の銘文は、〈誓〉の形としては例外であるといえる。しかしこうして見て来ると、金文に於ける〈誓〉は、土地領有権・商業権益の帰属やその他の可成こまごました訴訟について誓ったり誓わせたりすることが多く、〈周禮・秋官〉にあるごとく「凡盟詛、各以其地域之衆庶、共其牲而致焉、既盟則為司盟共祈酒醎」によって終結したものであろうが、それにしてあまり国の大事についての誓約は見当らない。それ

は、青銅器に鑄込んで残すのに、国家の大事がふさわしくないからではない。国家の大事には、罰規定を伴った「誓」が実はふさわしくなかったからである。故に金文には罰を伴わない大王、王侯の下臣に対する大いなる希望と激励が、策命とともに記るされている例を挙げるのには耐しめない。その中には「大孟鼎」の

「在寧御事、叙西敢、有□壹祀、無敢、舌天異臨子、濫保先王、□有四方、我聞、殷遂令、在殷邊侯田、寧殷正百辟、率肆于酉、古喪色」

のように「尚書・酒誥」を思わせる内容と風格を持っているものもあるが、これは特別としても、「牧誓」の

「王曰、牧、女毋敢先王乍明井用、寧乃毳庶右、毋敢不明不中不井、乃毋政事、毋敢不尹其不中不井、今余在縉室乃命、易女能一、金車……」等はその極く一般的な例としてあげることが出来る。又中には「空盞」のように

「王曰、空、敬明乃心、用辟我一人、善效乃友内辟……」

と我國の「統日本紀・宣命」の「自今往前者、以明直心、仕奉朝廷止詔」(第二〇詔)に極似た表現も散見されることは興味をひく。以上のものは、すべて「誓」をとまわらないが、それ等は、飽くまで国内での上下関係の内でもとり交わされたもの

である。もしそれが国際間に亘つての協定の場合になると、そこにはどうしてもその協定を守るものと、背く者があらわれる。そして当然、そこに罰と制裁が下される。そうした協定に当るのが「盟」である。

盟文

金文の中に、「盟」を見出すことは殆んど出来ない。青銅器を鑄制して残すのは、その多くの銘文の末尾を飾る「其萬年、子々孫々永寶用」の文によつても解るように、子孫の爲に残すのである。王侯によつて賞せられた己の功を、自分をその頂点とした以下の系累に明示し、それを模範として子孫が励み、一族の繁榮の爲に、惜しみなく力を盡すようにとの期待の下に作られたのである。それはすべて我一族の爲であり、言ってみれば、それは極めて私的な行為であるといえる。国際的な外交関係の中で成立すべき「盟」は、そうした私的なものは、登場すべき舞台を持たないのである。とはいへ、金文に全くないわけではなく、一例のみであるが搜し得たのでそれをあげる。「史頌」

「三年五月丁巳、王在宗周、令史頌省蘇、濬友里君百生、師鬪整于成周、休又成事、無貧章、馬四匹、吉金、用乍將鼎、頌其萬年無疆、日返天子覲令、子々孫々、永寶用」

西周末期幽王朝のものとしてされているが、この中で「師鬪整于

成周の「整」が「盟」に当る語と思われる。「整」は《説文》で「引撃也、從幸支、見血也」とする。血の滴りを以って幸を打つ象形である。幸とは奉げられた犠牲、乃至は儀礼を行う時に用いる草木の類を言うのであろう。「盟」は《説文》では《周禮》を借りて説明し「国有疑則盟諸侯再與會十二歲一盟、北面詔天之司慎司命、盟殺牲歃血朱盤玉敦以立牛耳」とある。(尤も両字の下部の皿は、血ではなくそれを下で受ける孟器を表わすものである)。徐邈によれば、「整」は「張流切」、「盟」は「武兵切」でその音は、些か異なるが、略意味は等しく、ともに結東の儀礼をあらわしたものと解される。この《史頌》では、重要な意味を持つと思われる「師執」の意が解せないが、史頌が彘を省して、その地の有力者を成周に招き、王に見えさせ、結東の儀式を行ったことが理解出来る。金文に見える《盟》にあたるのはこの一字のみである。

《盟》は春秋戦国期の最も華しい政治上のセレモニーであったはずである。《春秋》の経文に記された《盟》は、隠公元年から哀公十四年までの二百四十年間に、九十回以上にのぼる。又《盟》に未だ到らず、諸侯が相会して話し合うのを《會》と称しているが、それは同じ二百四十年間に百四十回以上になる。これは当時の中原諸国間の外交交渉の活発さを物語るものである。

それではこの《盟》とはどのようなものであったか、前にあげた《周禮・秋官》の解説を補うものとして《左伝》から引いてみる。

《隠公七年》「壬申及鄭伯盟、缺如忘、洩伯曰、五父必不免、不頼盟矣」とある。又《夏公九年》に「楚子伐鄭子駟將及楚平子孔子矯曰與大國盟口血未乾而背之可乎」とあり、又同じ《夏公二十五年》に「晏子仰天嘆曰、嬰所不唯忠於君利社稷者是与有如上帝及缺辛己公與大夫孟子盟」とある。又《僖公九年》に「夏、會于葵丘、尋盟、且修好、禮也、王使宰孔賜齊侯昨、曰天子有事于文武、使孔賜伯舅昨」とある。つまり、《盟》時には、参会者が血をすすり、時には祭肉を主催者が参会諸侯に分け与えたようである。それでは、その血や肉は何の血、肉であったかというところ《定公八年》に「涉佗成何曰、我能盟之、衛人酌牛耳、成何曰、衛吾温、原也、焉得視諸侯、將歃、涉佗復衛侯之手及碗、衛侯怒、王孫曾遂進日、盟以信禮也、有如衛君其敢不唯禮是事、而受此盟也」とあり、又《哀公十七年》に「武伯問于高柴曰諸侯盟誰執牛耳」とあるところからみると、それは牛の血であり肉であったことが知られる。又《宣公十五年》には「宋人惧、使華元夜入楚師、登子友之床、起之曰寡君使元以病告、曰敝邑易子而食、析骸以爨、雖然、城下之盟、有以國寃、

不能從也、去我三十里、唯命是聽、子反懼、與之盟而告、王退三十里、宗及楚平、華元爲質」とある。この記述から解ることは、〈盟〉と言えども、もとより同等の關係で結ばれることは希であるとしても、全くの降伏文書さえも〈盟〉と呼ばれたということ、更にそのような場合には、敗戦國は人質を戦勝國側に送ることによって、〈盟〉の保証としなければならなかったということである。又〈成公十二年〉の記事には、晋の卻至が楚子と盟の場にゆこうとする時、楚の立合人の子友の言葉として「如天之福、而君相見、無亦唯是一矢以相加遺、焉用樂、寡君須矣、吾子其入也」、又それに答えた卻至の言葉として「若讓之以一矢、禍之大者、其何福之爲」と書かれている。〈盟〉の一つの儀式として一矢を交換することがあったということがこれによって解る。又〈宣公九年〉の十一月の条に「番士莊子爲載書曰自今日既盟之後、鄭國而不唯晉命是聽、而或有異志者、有如此盟、公子驪趨進曰天禍國、使介居二大國之間、大國不加德音而乱以要之、使其鬼神不覆較其禮祀、其民人不覆享其土利、夫婦辛苦墜陞、無所底告、自今日既盟之後、鄭國而不唯有禮與強可以庇民者是從、而敢有異志者、亦如之、荀偃曰改載書、公孫舍之曰昭大神、要冒焉、若可改也、大國亦可叛也」とある。引用が少々長くなったが、この記述から察するに、盟書即ち載書とよばれ

るものは、たとえ一時に盟われたものであつても、關係者がそれぞれ前もつてある程度の合意に達しておれば、あとの盟文作成に當つては各々の当事者達にまかされていたらしいということである。そしてそれをそれぞれ全員同席の上で読み上げ、主盟者の承認を得られれば、その文面に多少固有の相違があつても、そのまま成立したということである。故に時には盟への参加者が全員、それぞれ一部づつの載書を作つたということと充分考えられるわけである。それではそういう載書をどのように取り扱つたかについてであるが、〈僖公二十五年〉に「秦人過析隈、入而采輿人以圍商密、昏而傅焉、宵次血加書、僞與子儀、子邊盟者」とあるから、牛の血と一諸に穴を堀つて埋めることになつていたものと思われる。

そこでいよいよ、その盟書、即ち載書とは一体どのような内容のものであつたかということになるが、実はこれが殆んど解らないのである。前に掲げた〈宣公九年〉の条の引用部分は、〈左伝〉の中でも最も詳しく盟の内容を記したものの一つであるが、その他の部分から更に摘録してみると、〈桓公元年〉「夏四月丁未公及鄭伯盟於越結枋成也、盟曰治盟無章國」とあり、〈宣公十五年〉には「盟曰我無爾詐爾無我虞」とある。又〈成公十二年〉には「五月晉士燮會楚公子罷許偃秦亥盟于宋西門之

外曰、凡吾楚無相加戎好惡同之同恤同恤危備救凶患若有害楚則吾
伐之在吾楚亦如之交臂往來道路無壘謀其不協而討不庭有渝此盟
明神祇之俾隊其師無克克誓國」とあり、(宣公十一年)には、「乃盟
載書曰凡我同盟安安三年安安利安安保奸安安留無救災患恤禍亂同好惡
獎王室或間盜命司慎司盟名山名川群神祀先王先公七姓十二國之
祖明神祇之俾失其民隊命亡亡路其國家」とある。以上は盟文の
ほんの断片にすぎないであろうと推測される。故に、これ等か
ら全体を推しはかるのは些か無理な気もするが、一方これ等は、
我が日本の歴史上に記るされた(盟)とも大体一致する。例え
ば(日本書紀・敏達紀)十年の春の条に「潤二月、蝦夷數千、
寇於邊境、由是、召其魁帥綾耜等魁帥者大詔曰、惟、備蝦夷者、
大足彥天皇之世、合殺者斬、應原者赦、今朕遵彼前例、欲誅元
惡、於是、綾耜等懼然恐懼、乃下泊瀨中流、面三諸岳、弑水而
盟曰、臣等蝦夷、自今以後、子々孫々古語云生兒用清明心、事奉
天闕、臣等若違盟者、天地諸神及天皇靈、絶滅臣種矣」とある。
これ等を参考としながら、一応の(盟)の特徴的な点をまとめて
みると、先づ第一に、大所高所から見たその盟の必然性とその大
義を述べる事、第二に、その要求され規制されるべき事項は非
常に抽象的で、具体的な日時・場所等は記載されない。第三に
は、第一の所で表わされた大義明分上、人間以上の能力、力を

持った者に対して、その盟の内容を実行することを誓う。第四、
その盟に違反した者は、その一族は皆殺しにされることは勿論、
時にはその者の配下の軍隊、人民、或はその國そのものも亡ろ
ばされるという報復を受ける。以上の四点が盟の内容として要
約されるであろう。ただこのうちで第二項については、具体的
な明細事項があつて、それは別項にまとめられて添符されたか
或いは口頭で明示されたのかもしれない。しかし、現実問題と
して、このように大義を掲げ、天地神明に誓つた盟が果して守
られたかという(左伝)の記述を読むかぎり、どうもそうで
はなかつたらしい。結局は当事者間の力関係によつて、どうに
でも左右されたというのは、むかしも今も変らぬ原則を物語つ
ている。

いづれにせよ、以上が春秋期に於ける(盟)の甚だ不完全な
から、(左伝)を通してかいま見た全貌である。

侯馬盟書

一九六五年十二月、山西省侯馬東部滄河北岸の台地で約一千
件にのぼる盟書、即ち載書が発掘された。そこでは更に祭祀に
用いられたと思われる玉帛、絹織物、或は陶器の残片等が発掘
された外、犠牲を埋めた穴も発見され、その中には、羊、牛、

馬、鶏等の骨が埋蔵されていた。載書は、大小とりませた各種各様ふぞろいな形の玉塊、或は玉片の上に毛筆で朱書きされていた。以上の発掘状況は、これらの盟書が、前項にて述べた〈盟〉の格式に、如何にのつとつて取り扱われたかを如実に物語っている。埋められていた獸骨については、先には触れなかったが、〈禮記・曲禮下〉に「盟牲所用、許慎据韓詩云天子諸侯以牛豕、大夫以犬、庶人以鷄」とあるし、又〈史記・晉世家〉に、悼公について述べた所に「至絳、刑鷄、與大夫盟而立之」とあるところからも、これも礼に従って行われたことを証明するものである。この載書の内容は、〈侯馬盟書〉一九七六年十二月文物出版社によれば、ほぼ五種類（一）宗盟類、（二）委質類、（三）納室類、（四）詛咒類、（五）卜筮類及其他に分類される、それぞれ類にまとめられたものはほぼ同文である。しかし使用されている文字は、その書き方が一文一文微妙に異って居り、又それぞれの文における文字の出入が甚しい為に、釈文は極めて難しいが、今、文中中間部の固有名詞の繰返し部分を省いて、行分けして記載すると次のようになる。

宗盟

封豕不聞其腹心以事其宗。

而敢不盡從嘉之明、定宮平時之命。

而敢或改助及負卑不守二宮者。

而敢又志復趙尼及其孫々其於晉邦之地者。

及群季明者。

秦君其明極視之、麻曼非是。

委質

靈章自質於君所々敢命出入於趙尼之所及孫々及群季明者。

章預嘉之身及孫々或復入之於晉邦之墜者。

則水盞視之麻曼非是。

既質之後、而敢不吾視祝史皐純繹之皇君之所則水盞視之麻

非是。閔覺之孫々密之行道弗發君其視之。

納室

□自今以往

敢不遵從此明質之言

而尚敢或內室者

而或婚宗人兄弟或內室者

而弗執弗獻

不顯晉公大家靈視之麻曼非是

（咒詛と卜筮及其地は数も少なく断片のみなのでここでは省く）
これ等の文は難解を極める。この載書が一九六五年に発掘されてから、現在に到るまで多くの論文が発表された。例えば

- 一、 張頌〈侯馬東周遺址發現奇國朱書文字〉〈文物〉一九六六年二期
 - 二、 郭沫若〈侯馬盟書試探〉〈文物〉一九六六年二期
 - 三、 陳夢家〈東周盟書與出載書〉〈文物〉一九六六年五期
 - 四、 郭沫若出土文物「三事」新出侯馬盟書釋文〈文物〉一九七二年
 - 五、 陶正剛、王克林〈侯馬東周盟書遺址〉〈文物〉一九七二年四期
 - 六、 朱德熙、裘錫圭〈戰國文字研究(六種)〉〈考古學報〉一九七二年一期
 - 七、 唐蘭〈侯馬出土奇國趙嘉之盟載書新釋〉〈文物〉一九七二年八期
 - 八、 朱德熙、裘錫圭〈關於侯馬盟書的幾點補釋〉〈文物〉一九七二年八期
 - 九、 郭沫若〈桃都・女媧・加陵〉〈文物〉一九七三年一期
 - 十、 季裕民〈我對侯馬盟書的看法〉〈考古〉一九七三年三期
 - 十一、 長甘〈侯馬盟書叢考〉〈文物〉一九七五年五期
 - 十二、 季校〈春秋末期晉卿趙孟孟盟的載書詳〉〈大公報在港復刊三十周年紀念文集〉
 - 十三、 黃六平〈從侯馬盟書看秦始皇一文字〉〈右同〉
 - 十四、 大久保莊太郎〈侯馬盟書について〉〈羽衣學園短期大學研究紀要第15号〉
- 等にてあるが、まず第一に、この盟書の年代推測にも大きな隔たりがあり、以下に見る如く約二百年の差である。

郭沫若 周安王十六年 (B・C 三八六年)

唐蘭 周威烈王三年 (B・C 四二四年)

張頌、陶正剛、王克林 周元王元年 (B・C 四七五年)

陳夢家、戰國初期 (B・C 四八〇—四〇四年)

李拾民 周簡王元年 (B・C 五八五年)

個々の辭句についても、これ等の論文の中で多くの議論がなされたが、極く二三句、例えば「以事其宗」「自質於君所」「庶君其明並視之、麻屨非是」を除いて、他は諸説紛々として共通の理解に達したものはほとんどない。まして全体の文意内容そのものについては、あまりに字句の異同、文字の不統一と難解さの爲にほとんど触れないものも多いくらいである。しかしたとえ不完全であれ、一応全体的な意味を把握しておかなければならないと思うので、ここに、敢えて個々の字句の意味不明のままに大意と思われるものを述べてみる。但し如何にしてそうした意味の理解に到ったかについては更に膨大なスペースを必要とするので、ここでは敢えて掲げない。

宗盟類の意味

「人名」である私は、敢て、心から其の宗廟に事えるということをしなかったり、又敢て、嘉の地で結ばれた盟約や、定宮平時での命令に従わないことが多く、更に敢えて二宮を守らないよ

うな者に忠勤をはげんだり、或は又敢えて趙尼及び其の孫々……又吾邦の地を治めて英明なる群臣達に二心を抱かせような事があるならば、吾君が、私のその罪を糾弾され、一家断絶の裁を被りましても本望である。」

委質類の意味

〔人名〕である私は、君の所の人質となり、敢えて君のそば近く仕える者達、即ち趙尼、……及びその一族、又そこに仕える英明なる下臣達を裏切ることにはせず。又自分の身や、又その一族、そしてその一族の子孫達をよくする為に再び吾邦に脱して来るようなことがあれば、私のその罪を糾弾され、一家断絶の裁が下っても本望である。

又私が入質となった後は、敢えて皇君を巫覡を使って呪うような事はせず、もしそうするようなことがあれば、一族皆殺しにあつても当然のことである。」

納室類の意味

〔人名〕である私は、これから以後は、敢えて心をわづらはせず、人質となった時の言の通りに、近親、外戚をもとうとび、争いことは起さず。もしそのようなことがあれば、偉大なる吾公が私に大刑を下されようとも恐れず。」

以上甚だ心もとなり釈文であるが、盟書の書式を前提として意

味をとっていくなら、一つの可能な理解の案として考えられるだろうと思う。

こうして見ると、これ等の盟書は、前項で見えた〔左伝〕に書かれた盟書とは非常に違っているということが解る。先ず第一にここには盟の爲の大義が書かれていない。第二に天地神明への誓いが無い。そして盟への違反には一族皆殺しにされるであろうという点のみが一致しているようである。何故、このように、史書との違いが生じたのであろうか？その一つの可能性として考えられることは、この盟書は、盟書の本文ではなく、主文に付属されるべき明細規定書ではないかということである。〔左伝・昭公二十六年〕に「成王勞之、而賜之盟曰、世世子孫、無相害也、載在盟府、大師職之」とある。又、〔周禮・司盟〕の「既盟則貳之」の注に「貳之者寫副當以授六官」とある所をみると盟にはコピーがあつたようであるが、それはすべてを写しとつたのではなく、のち必要と思われる部分、即ち細目規定のみであつた可能性がある。その点から、この侯馬の盟書は副の方であつたとも考えられなくはないのである。更にもう一つの考えられる可能性は、この盟書の作成年代はずっと後なのではないかということである。つまり、春秋や戦国初期は、まだ大義名分が重んじられ、神かけて誓うことも〔盟〕にとつては

省略することの出来ない礼と考えられていたはずである。なぜなら多くの諸侯にとって周の天子は力こそ弱かったがまだ「眼として上に在」ったのであり、周の礼は同姓の諸侯によってまだ守られていたはずだからである。《左伝・哀公》の記述に見える《盟》もその点では決してその礼をはずしてはいないように見える。しかし戦国時代も降ってくる、もはや周威信は完全に地に落ち、諸侯からは忘れられた存在となっていたばかりでなく、各諸侯自身が已にその力を失い、有力下臣達の時代に入っていたのである。故に彼等はもはや、王侯達の守ってきた礼には何の関心もなかったであろうし、そうした礼そのもの来るのはそうしたなりあがり下臣達であつたはずである。こうした時代の趨勢を考えたときのみ、この侯馬盟書の書式はある程度納得出来るのである。故に、この侯馬盟書は諸家のいう春秋末、戦国初期より更に時代的には下つた時代のもではなからうかと考えるのである。そして最後に、もう一つの可能性を提示しておかねばならない。それは更に大胆な推定が許されるなら、或はこの文書は所謂《盟書》ではないかもしれないということである。即ち、この文書は史書に見える所謂《盟書》とは、その記述内容に於いてあまりにも隔たりがありすぎると思われるのである。発掘状況は確かに《盟》の方式に則ってはいるが、こう

した方式は《盟》だけではないのではないかと考えられる。それでは、この侯馬の文書とは一体何であるかということになるが、ここでは考える上で端緒として一つの可能性だけを提出しておきたいが、それは一種の呪詛文ではないかということである。呪詛というと前漢中期以後一大勢力となつて巫壘の乱を引起せしめ漢王朝をおびやかすまでにいたるのであるが、この侯馬の文書は未だ殷周のシャーマン性を残した、いわば古代的な巫壘の文書ではないかという可能性である。こうした仮説については、又機会を改めて攻究詳説したいと考えるのであるがその時には勿論この文書の意味も今一度、初にたち掃り、改めて一字一句慎重に拾い直さなければならぬであろう。